破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２５９３号
札幌市白石区北郷３条14丁目１番23号　ラルジュスズキ１―202号
債務者　澤田　弘之
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８５４号
札幌市南区真駒内緑町４丁目１番24―205号
債務者　黒木満寿男
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９６３号
札幌市豊平区西岡４条３丁目８番10―201号
債務者　遠藤　誠司
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９６４号
札幌市豊平区西岡４条３丁目８番10―201号
債務者　遠藤智栄美
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９７６号
札幌市豊平区月寒東５条11丁目８―15、住民票上の住所北海道千歳市寿２丁目10番３号
債務者　塚野　幸智
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０３７号
札幌市西区八軒６条東１丁目５番８号
債務者　船戸　志保
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０９６号
札幌市厚別区もみじ台東３丁目２番24―503号
債務者　佐藤　雅恵
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１０６号
札幌市東区北23条東19丁目２番７号　ソレイユ元町203号
債務者　江戸　　隆
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１２９号
札幌市手稲区手稲本町３条４丁目１番３号　サンコート手稲本町205号
債務者　竹内　　弘
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１７４号
札幌市中央区南１条西27丁目１番45―102号
債務者　大石　純子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２２３号
北海道千歳市桜木３丁目５番４号
債務者　金澤　道春
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２２４号
北海道千歳市桜木３丁目５番４号
債務者　金澤　　嘉
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２４０号
札幌市北区篠路７条６丁目４番３号　シャトル・ド・ルミネ101号
債務者　本間せい子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２５１号
札幌市厚別区厚別南２丁目15番11号　ＶＩＬＬＡパークサイド202号
債務者　木村しげお
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２６０号
北海道千歳市朝日町３丁目１番地の７
債務者　松尾さゆり
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２７２号
札幌市南区藤野３条７丁目２番３号　サンセールふじの105号
債務者　石川　　進
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２８６号
札幌市豊平区美園８条２丁目８番22号　第１トーア荘Ａ―11号
債務者　高橋　弘哉
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部